

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について

教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

行政手続のオンライン化の推進に当たり、令和4年11月より県電子申請システムに電子納付機能を導入し、手数料を伴う手続のオンライン化を実現するため、令和4年9月議会において「栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が改正されたことに伴い、「栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」に関して、所要の改正をするもの。

※ 他任命権者においても同様の規則改正を実施する。

2 改正の概要

- (1) 個別条例等で収入証紙等による手数料納付を規定している手続について、電子納付の代替を可能とする。
- (2) その他所要の規定の整備等を行う。

【参考】 教育委員会において、今年度に電子納付を導入する手続は以下のとおり。

	手 続	所 管	手続所管
1	免許状授与証明申請	教育委員会事務局義務教育課	同左
2	図書資料複製申請	教育委員会事務局生涯学習課	県立図書館

3 施行期日

令和4(2022)年11月1日

4 参考

他任命権者において、今年度に電子納付を導入する手続は以下のとおり。

	手 続	所 管 課
1	納税証明書交付請求	経営管理部税務課
2	県立産業技術専門校入学志願	産業労働観光部労働政策課
3	公園内行為許可申請	県土整備部都市整備課

栃木県教育委員会規則第10号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月24日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 栃木県教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p> <p style="text-align: center;">（申請等に係る電子情報処理組織）</p> <p>第3条 <u>条例第3条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</u></p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第4条 <u>条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に</u></p>	<p style="text-align: center;">栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 栃木県教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する事務に係る手続等を、<u>栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p> <p style="text-align: center;">（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条 _____<u>電子情報処理組織を使用して</u>_____申請等を行おうとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべき<u>こととされる</u>_____事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。</p> <p>2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき<u>こととされる</u>_____書面等に</p>

記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

- 3 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、前2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

第5条 略

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項の規則等で定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条

記載すべき事項を併せて入力しなければならない。

- 3 委員会が定める申請等を第1項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされる書面等のうち委員会が定めるものの提出を省略することができる。

- 4 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

第4条 略

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 委員会は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを申し出たときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、委員会は、処分通

されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により _____ 作成等を行う場合には、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第14条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(添付書面等の省略)

第15条 条例第7条の規則等で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 委員会は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合には、当該事項

_____を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第8条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して _____ 行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して _____ 行う処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3 略

(総務課)